

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例などにより指定等されている建造物は、その法令に基づき、そのほかの建造物は歴史的風致を形成する特性、価値にもとづいて適切に維持、管理を行う。修理にあたっては、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復元に努める。

また歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的に公開、活用を図る。公開に関しては、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を促進する。

2. 個別の事項

（１）県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）

建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とする。

建造物の維持、管理または公開活用のために保存修理する場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づくことを原則とする。また防災等に必要な管理施設を付加する場合は、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

（２）登録有形文化財（建造物）及び千曲市美しいまちづくり景観条例に基づいて登録または指定された建造物

建造物の外観の維持、保存を基本とする。

本市の歴史的風致の維持、向上を図る上で重要なもので、市長が認めたものについても、外観の維持、保存を基本とする

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、必要な技術的指導、助言を踏まえて実施するものとする。

（３）県、市指定の記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。

維持、管理及び公開活用のための保存修理、復元等を行う場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復元を原則とする。防災等に必要な管理施設を付加する場合は、記念物の価値及び保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の記念物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めると共に、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1項に基づく届け出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1)文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2)文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の3に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3)長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (4)長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県史跡名勝天然記念物で、同条例第34条で準用する同条例第13条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (5)千曲市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財で、同条例第14条第1項に規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (6)千曲市文化財保護条例第31条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第33条に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第36条で準用する条例第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (7)千曲市美しいまちづくり景観条例第18条第1項に基づく景観形成重要建築物で、同条例第19条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (8)千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物で、同条例第4条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合